

第3回環境技術実証モデル事業検討会議事要旨

1. 日 時 平成18年3月15日(水) 10:00～12:00

2. 場 所 環境省第一会議室

3. 議 題

- (1) 各技術分野の進捗状況について
- (2) 平成18年度の新規追加技術分野について
- (3) 平成18年度事業実施要領について
- (4) 平成18年度以降の事業の方向性について
- (5) その他

4. 出席者

検討員：坂本和彦座長代行、石田耕三検討員代理、柿沼伸二検討員

岸川浩一郎検討員、小林康男検討員、長谷川猛検討員

村井保徳検討員、村川昌道検討員、森武昭検討員

環境省：総合環境政策局 宇仁菅環境研究技術室長、上田調整専門官

：環境管理技術室 徳永環境管理技術室長、根岸係長

：環境保健部 吉田専門官、川村係長

：水環境課 高橋閉鎖性海域対策室長

：自然環境局 関根補佐、佐々木補佐

5. 議 事

宇仁菅環境研究技術室長、坂本座長代行による挨拶の後、坂本座長代行により議事に沿って進行。

(1) 各分野の進捗状況について

平成17年度の各対象技術分野の進捗状況について、資料1を用いて各担当部局から説明後、以下の質疑応答があった。

【坂本座長代行】 実証試験の申請を取り下げたところは、開始してから交差反応性を示すものがなかったということだが、それ以前にはそういう情報は文献的にも全くなかったのか。

【環境安全課】 交差反応性に関しては、アンタゴニストが共存するという知見は能書には書いてなかったが、実際には2年前に既に論文として出ていた。実証試験を開始する段階ではそれが不明であったが、実際に測定する段階でそれが明らかになった。結果としては、一般環境モニタリングでは使えないという話になり、申請者も全体としては非常にいいアドバイスを受けたということで、自主的に取り下げたいという話になった。

【小林検討員】 この場合、非常に大きな問題がある。まず1点、キットは、前処理との組み合わせの中で、前処理が一番大事な要素になってきて、それで初めてキットで何をとりか決まる。だから、当然すべてにおいて、特にこのELISA法の場合、アンタゴニストの存在が見えないものもいっぱいある。それを前処理でとって始めてできるから、前処理をこうやって、かつできるという全体を実証することが必要ではないか。

それからもう一点、実証という意味があいまいになっているが、基準が例えば100ピコまで測れるからこれをこう使うということで実証すれば、100ピコにできるということの実証をすればいいと思うが、そのあたりの基準をどのように考えているのか。

【環境安全課】 実証試験としては、申請のあったキットが一般環境モニタリングに活用できるかどうかについてを実証している。ここで言っている基準は、交差反応率に関して、明らかにだめなものと明らかにこれなら使えるという境界の部分に関する基準であり、メーカーが出してきている100ピコか1,000ピコかというところに関して斟酌をするということではない。

それからもう一点、申請した4社のうち3社、実際に16年度に実績があるところ、17年度に実証試験を行っているところと要請部分の打ち合わせをしたが、ELISAは今JIS化を行う方向で検討しているので、精度管理の観点からも、要請は理解できるということであった。JIS化という作業がある段階になったところで、ELISAに関しても、この実証分野として活用できると思うが、現時点では申請者みずからも、実証がなかなか難しい部分もあるという点については理解が得られた。

【森検討員】 ロゴマークを一旦交付すると、申請者にとっては非常にメリットでいいわけだが、こういう問題が起きたときの対応、ロゴマークが実証試験を受けたという証として出す、例えばメーカーがあらかじめ定めたスペックを100%満たしていれば、満たしたという実証試験結果が得られれば問題ないが、その中で一つ二つの項目は、必ずしも満たしていないスペックが本当に妥当かどうかは、また判断が分かれるところで、そういうときでも、実際にはもうロゴマーク交付される。そういうところをどう取り扱うべきか。

【坂本座長代行】 あくまで装置の認証ではなく、実証申請をされたものについて、こういうことをやって、こういう結果が得られたというのがそもそもの部分なので、ロゴマークをつけた装置は、メーカーが出してくる資料が全部このロゴマークによって保証されるものではなく、むしろメーカーが

別のところから保証をするべき部分。その一方、一番難しいのが、ロゴマークをつけることによって、あたかもほかの部分までが実証試験をしたかのようにとられると困る。ロゴマークをつける部分にその詳細についてはどこどこへという記述であれば、それは懸念が払拭できる。これは今後のかなりの重要な検討課題だと思う。

【総合環境政策局】 まずロゴマークの扱いは、あくまで実証試験を行った、客観データがとれたというデータの保証で、これによって何か認可したといったことをうたってはいけないということで、それははっきり実施要領の中にも書いてあるし、ロゴマークの使用規定の中にも認可とかはうたうものではないということを書きよう明記している。

だから、例えば申請者がロゴマークを使う場合には、特に説明書とか、パンフとかで使う場合には、必ずそれをロゴマークに書くようお願いしている。

今回、問題となっているのは、実証はしたわけで、そういう意味ではロゴマークはつけられるが、この2年間で行政ニーズがないことがわかった分野で、技術分野として手を引きたいので、ロゴマークについてもこれまでのものはなしにしてほしいという理解である。だから、分野が存続しているものは、今まで発行したロゴマークは認証ではないが、実証データをとったという理解でロゴマークを使えるが、分野がその時点でなくなるという特殊なケースなので取り扱えない。

【徳永環境管理技術室長】 別の分野だが、手数料有料体制を議論する中で、ロゴマークの意味合いが議論になった。

実証はメーカーの申請してきたスペックがほぼ出ているという意味合いである。非常に高いスペックで申請すれば、いい製品だと自信持って言えるが、そこそこの性能で申請して、そこそこの性能が出ていても、ロゴマークはつく。無料の場合だと、実証機関がこの性能ではこの事業の趣旨に合わないから断るといえる。

手数料を取る形になると、そういう断ることができるか。ロゴマーク出すと、ロゴマークがついているということで、変な売り込み方されないとか、手数料有料体制の中でいろいろ心配は出た。そこについては、実施要領の中に書き込めないで、実際に実証機関が手数料を幾らにするかをはじく等の必要性で、申請者といろいろ打ち合わせをする中で、実証機関に考えてもらわざるを得ないということで、実証要領は若干玉虫色の結論を、つけざるを得なかった。

そういう意味で、非常に問題意識としては持っているが、今の時点ではああいう取り扱いしかできないと認識している。

【環境安全課】 今回は対象とする技術の見直しで、簡易モニタリング技術分野を廃止するというものではない。ワーキンググループの有菌座長からも、「確かにE L I S Aにはおのずと限界がある。それは理解するが、E L I S A法以外の技術は実証という観点から検討できるものもある。」とのコメントを頂いていることから、技術分野としては廃止ではなく、E L I S A法に関しては当面見合わせるということである。

それからロゴマークの取り扱いについては、E L I S A法に関する実証は見合わせるといっても、事実上は休止状態なので、2年間手数料が徴収されない段階で申請されたところはロゴマークがつき、それ以外は、実証の申請自体が出来なくなってしまうので不公平感が生じ、混乱を招くおそれがあるので、ロゴマークをつけることは差し控えることで、申請者の理解を得ている。しかし、実証したことは事実であるため、実証がなされたという事実を能書に記載することは認める。

過去2年間にわたり、実証対象技術の募集がなされたが、応募のあったすべての技術を実証したわ

けではないので、ロゴマークをつけて販売促進に期するという部分は、混乱を避けるためにロゴマークはつけない。しかし、実証したことは事実なので、能書に書くことは問題ないとの対応としている。

【長谷川検討員】 簡易測定は非常に重要だと思うが、今回のE L I S A法を見ていると、いろいろな物質のキットを測定している。単に実証試験結果が出ればロゴマークという話になるが、E L I S A法だと私も女性ホルモンなんかの計測に使っているが、例えば土壤の汚染の簡易測定とか、需要があるものにすべきで、ここに書いてある物質名を見ると、どういう目的のために使うのかよくわからない物質が多いが、これは実証試験結果が出てもなかなか見る人が判断できないのではないかな。だから、項目をある程度絞るか、あるいは方式を絞るか、そういう話が必要。

【環境安全課】 化学物質に関する簡易モニタリング技術分野は、平成15年から実証試験の実施についての検討を試みていたが、この当時、環境安全課が対応した施策の中に「いわゆる環境ホルモン」、内分泌かく乱作用に関する課題があった。しかし、これは平成15年当時はまだS P E E D 98で対応を行っていたが、平成15年、16年の2年間にわたる検討を経て、平成17年度からはE x T E N D 2 0 0 5による対応となっている。

この大きな違いは、S P E E D 98は疑わしい物質のリストをつくることにより対応していたが、E x T E N D 2 0 0 5にあっては、いわゆる内分泌かく乱化学物質ではなく、内分泌攪乱作用を有するか否かに着目している。

化学物質環境実態調査においても、調査対象となる200あるいは400物質程度に関して論文に当たり、内分泌かく乱作用というところを押さえている。

そういった意味で、この数年の間に内分泌かく乱化学物質に関して、対応方針が変わってきている。

長谷川委員からお話があった行政ニーズという観点では、E L I S Aは、販売という観点からは、従来どおりのS P E E D 98においてリスト化した物質をクローズアップする形になり、内分泌かく乱作用を有するか否かという検討、作用に着目するというアプローチとは相反する虞がある。内分泌かく乱作用についてリスト化したことについては、すでに総括をしているので、逆の意味で混乱を招くおそれがあるというところは懸念としては持っていた。

【小林検討員】 募集の過程で、各物質において、例えばこの物質だったら例えば100ピコ以上の感度を持ちなさいとか、そういう基準で募集はかけられたのか。それとも全くそんな基準なしでやられたのか。

【環境安全課】 スペックに関しては、特段基準は設けてはいない。

【小林検討員】 ということは、そのときに、環境省のニーズ、結局本当はここまで測りたかったが、実際に出てきたものが精度の余りよくないキットが出てきたと考えて、これからうまく使えないのではないかという判断になったということか。

【環境安全課】 その部分に関しては、仮に能書に当初から100ピコまでということであれば、100ピコまで測れるのであれば、特段これは実証としては問題ない。今回のケースは、実際にはアンタゴニストで、しかもその交差反応率が非常に高いと、仮に1対1で入っていれば、本当は作用的には相殺するはずである。しかしながら、それは類ということで測ることになっているため、1対1で入っていたとしても、交差反応率が高いために、非常に大きく見積もってしまう。しかし、作用は反対ということになるため、一般環境モニタリングには使用できないという部分である。

だから、当初からスペックとして書いてあるものに関して、何か基準を設けてふるいをかけるとか、そういうことはしていない。

【総合環境政策局】 先ほど長谷川委員から物質、項目とかそういうものに絞った方がいいのではないかという指摘があった。まさに今、省内で検討しているのは、例えば環境基準項目になっている、有害性ははっきりして、このくらい測れば基本的に大丈夫というのが割と絞り込めるところでニーズがないか検討をしている。それは引き続き続けるが、こんな技術があるという情報を、事務局までいただきたい

(2) 平成18年度の新規追加技術分野について

事務局より資料2を用いて新規技術分野について説明があり、続いて以下の質疑応答があり、新規分野とすることについて了承された。

【小林検討員】 閉鎖性海域の分野で、今問題になっているのはよくわかる。ここでもしも出すときに、どういう目標設定をしようとしているのか。これは技術実証委員会で決まると思うが、例えば排出基準、今は排出基準の例えばその半分以下にするとか、あるいは量的にすると。それによって基準を決めた上で、こういう基準に合った技術を出してくださいというふうになると思う。

目標値があって始めて技術が決まって、実証して、それで実証オーケーになれば使えるというふうになると思うので、そのあたり、どこのあたりに目標値を定めているか、決めようとしているのか。

【高橋閉鎖性海域対策室長】 まだそこまで詰まったことは議論できていないが、排水基準という観点では、排水の処理技術的なものは考えておらず、海域が入った後、汚濁が入ってしまった後の浄化、あるいは溶出防止とか、それからあとは生物の生息。要は、詰まったところの生き物を回復できないかと、そのための技術を考えているので、一つの排出基準でメルクマールをつくるのは難しい。

技術の種類によって、評価基準も変わってくるということで、その辺は慎重に検討していきたい。

【長谷川委員】 宮城県で海草の赤藻の養殖の話があって、水質改善でやるとなかなか効果が出ないので、赤藻を食品として使う再利用プラス回収量と生物多様性が増してきたという話で、検討のときには実際に商品として使えるものをどのくらい回収できたか、その観点での評価もお願いしたい。

【高橋閉鎖性海域対策室長】 今年事前準備ということで、自治体とか、有識者からヒアリングをしている。岡田委員から、例えば赤藻からいろいろなものをつくって、それが結局廃棄物になってしまっただけという問題だということで、そういうリサイクルも含めた評価も必要ではないかとか、海域からの回収、窒素・リンの回収という観点での評価も必要ではないかと思っている。

(3) 平成18年度の事業実施要領について

事務局より資料3を用いて事業実施要領について説明があり、続いて以下の質疑応答があり、事業実施要領は了承された。

【村井検討員】 ヒートアイランド対策技術と有機排水の成果報告会ということでセミナーをしたが、例えば有料化になると、例えば実証運営機関などがユーザー側も参加する成果報告会をしないと、なかなかインセンティブにならない。ロゴマークだけでは難しいので、費用負担の問題もあるがPRをするような場を作るべき。有料化をしたがインセンティブがロゴマークだけでは手を挙げないので、成果報告的なものを作って、そこで商談が成立すればいい。

報告会では有機排水については発表だけではなく、パネルを置いたり、パンフレットを置いて、ポスターセッション的な感じで報告なり、説明をする場を少し設けた。そういうものも考えたら、手数料化に対応するという意味ではいい。

【総合環境政策局】 資料3 - 2の2ページ、情報公開等に関する基本的考え方というところで、環境省及び参画機関はということで、実証機関、実証運営機関も含めて情報公開や普及啓発に努めるということで、実証機関にも努力いただくということで、書いてある。予算的にサポートしたいと思っている。

なお、事業全体としても、シンポジウムをこれから開催していきたいと考えており、18年度の予算でシンポジウム開催の予算が通ったので、全体としてもやっていきたい。

【森検討員】 今までは国負担体制だから、単年度単位でやってきたが、手数料体制になった場合、申請者はいつでも随時申請ができるのかどうか、例えばこの実証運営機関だった実証機関は、選定すると有効期限が1年なのか。今までと同じように単年度ごとにやっていくのか。それともある程度継続性があるのか。継続性がないと、せっかくこういう手数料体制をとっても9月とか10月ごろに手を挙げたいといってもだめなのか。

【総合環境政策局】 実証機関については、1年のある時期公募期間を設けて、これからもやっていかざるを得ない。ただ、継続して実証機関になることを希望する場合は、基本的には審査はしない、公募もしなくてよいということにしたい。そういう意味では、継続性はこれまでよりは保たれる。契約上は単年度周期になるが、実証機関は毎年度毎年度公募選定をしなくてもいいと思っている。

それから、申請技術としていつの段階で公募するのか、いつ応募してもいいのかについては、第2部の第6章、手数料体制での実証対象技術の審査で、この基本的な考え方は、手数料体制においては当然ある期間を区切らずに、公募期間を設けずに随時公募するというにしたい。

ただ、これは17年度の実施要領を決めるときに議論になったが、例えば酸化エチレンで、固定費がかかる場合、公募期間を決めて技術の数が決まらないと、実証機関も手数料が決まらないうといった事情がある場合、夏場でないと意味がないといった时期的な問題で公募のその時期を決めなければいけないという时期的な技術に固有の問題がある場合には、公募期間を決めてこの間に出してくださいというふうになる。それも単年度で、必ずしも試験が終了するとは考えておらず、それは複数年度にまたがる場合も当然あると思う。それは今までの国負担体制と全く同じ考え方だが、その場合、手数料を単年度でもらうのか、2年分もらうのかという話があるが、そこは柔軟にと思っている。

(4) 平成18年度移行の事業の方向性について

事務局より資料4を用いて18年度以降の事業の方向性について説明があり、続いて以下の質疑応答があった。

【坂本座長代行】 先ほど公開シンポジウム、それから実証したものが利用されるような形でいろいろなものを作っていきという話があったが、もう一つ考えた方がいいと思うものとして、もともとこの実証事業を始めるときに、日本では実証機関というものがない状況で、そういうものを育ててやっていくということと、それから地方公設試を少し活性化するような意図も含まれていた。そういう意味で、今さまざまな技術分野でやっている情報を公設試どうして情報交換をする機会を定期的に設けることによって、さらに実証機関が手を挙げるところが増える。それからお互いの情報交換によって、よりやりやすい状況をつくると、今後こういった事業拡大に役立つ。

【岸川検討員】 先ほど実証ベネフィットの向上に関して、いろいろ工夫が必要であるということが話題になったが、環境ISOの環境マネジメントシステム規格の中には、環境ラベル大気中という規格があって、それを現在経済産業省系の産業環境管理協会が中心になって、産業界がそれを活用して

いる動きがあるので、うまく連携すれば、相乗的な効果が出る。

それから国際フォーラムの話が出たが、今日も出た幾つかの懸念点に関して、海外ではどのように克服されているのか、あるいは我々が現在予想していない事態が展開していて、どのように対応しているのかということについても、聴取してほしい。

(5) その他

事務局より資料 5 を用いて今後の検討スケジュールについて説明があった。

(閉会)